

当別町地域公共交通利便増進実施計画について (公共交通アクションプラン)

令和5年10月
当別町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通利便増進実施計画とは

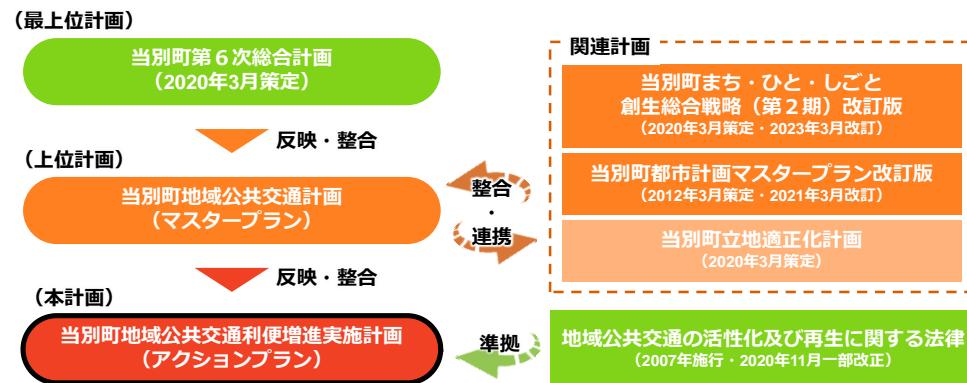
● 地域公共交通利便増進実施計画とは



公共交通の利便性向上につながる事業について
実施内容や実施時期、実施主体や関係者などを詳細に示した計画のことです

● 計画の位置づけ

令和5年3月に策定した
「地域公共交通計画」を上位計画とし
その方針に基づいた計画となります



● 計画策定の意義

- ▶ 利便増進の事業を計画化することで**着実な事業進捗**と住民等の**理解獲得**に繋がります
- ▶ 国交省に認定を受けることで**フィーダー系統補助金額の上限増額**やその他事業の**補助メニュー活用**などのインセンティブが与えられます

● 計画の期間

令和6年2月から令和10年3月

2. 当別町地域公共交通利便増進実施計画の記載内容案について

●利便増進実施計画には各種事業を3段階にわけて記載します

A：利便増進事業・・・国の認定を受ける利便増進事業

B：利便増進関連事業・・・1) に付随して実施する事業

C：その他事業・・・1) の認定されないが町として必要と考える事業

●主な利便増進事業

1) 西当別エリアのバス路線再編

- ▶現行の「あいの里金沢線」及び「西当別道の駅線」の西当別エリア区間について利用状況や新規ニーズを踏まえた再編を実施する
- ▶特に「西当別道の駅線」については「仮) 新西当別市街地線」と「仮) 道の駅ロイズタウン線」に統合再編します

2) 青山線の一部デマンド化

- ▶青山線の利用減少、エリアの人口減少と高齢化を踏まえて、現行の定時定路線型運行からデマンド運行への変更を実施する
- ▶朝晩は定時定路線として計2往復を運行し、日中は市街地予約型線の区域拡大として青山線エリアをカバーして運行する

※将来的な完全デマンド化（朝晩もデマンド化）に向けて利便増進関連事業として完全デマンド化に向けた検討事業も計画に記載する方向で調整中

2. 当別町地域公共交通利便増進実施計画の記載内容案について

● 計画に記載予定の事業一覧

ID	事業名	内容	実施時期
A-1	西当別エリアのバス路線再編	<ul style="list-style-type: none"> ・西当別エリアの路線再編 ▶スウェーデンガーデン乗り入れ・・・・・・・・・・・・・・・・ ▶仮) 新西当別市街地線の運行・・・・・・・・・・・・・・・・ ▶仮) 道の駅ロイズタウン線の運行・・・・・・・・・・・・・・・・ 	R6.4～ R7.4～ R7.4～
A-2	青山線の一部デマンド化	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の青山線廃止 ・日中の市街地予約型線の区域拡大（青山線） 	R6.12～
B-1	低床車両への順次入れ替え	<ul style="list-style-type: none"> ・A-2に伴い乗りやすい車両を順次導入 	—
B-2	JR駅へのアクセス性改善	<ul style="list-style-type: none"> ・A-1に伴いJR駅との乗継性を改善 ▶機能的→JRダイヤとの整合調整 ▶物理的→車寄せロータリーの改善 	—
B-3	バス待ちスポットの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・A-2に伴い市街地部でのバス待ち利便性を強化 	—
B-4	グーグルマップと連携した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・A-1に伴う来訪者増加対応として情報発信機能を強化 ▶グーグルマップへの運行情報提供（GTFS-JP）・・・・・・・・ ▶GTFS-RTへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 	R5.11～ R7.4～
B-5	運賃体系の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・A-1、A-2に伴う乗継利用増加に対して運賃体系を見直し ▶適正運賃の検討・導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ▶乗継運賃や通し運賃の検討・導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 	R7.4～ R8.4～
B-6	キャッシュレス決済の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・A-1に伴う来訪者増加対応としてキャッシュレス対応 	R7.4～
B-7	あいの里金沢線のネットワーク・ダイヤの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・A-1と合わせて関連路線の経路見直し 	R6.4～
C-1	お試し乗車券の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進策として実施 	R7.4～
C-2	モビリティ・マネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進策として実施 	—
C-3	自動運転を活用した新規路線運行	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手不足や将来的な技術対応を目指して実施 	—

3. 計画策定・認定までの流れ

R5.02

- ・ 協議会：計画素案の提示・協議

R5.10

- ・ 関連法制度の改正 ...計画素案見直しを要することに
- ・ 協議会：進捗状況の報告

R5.11

- ・ 計画素案の修正
- ・ 各種必要書類等準備

R5.12

- ・ 協議会：計画案の提示・協議
- ・ 計画策定
- ・ 運輸局への認定申請

R6.01

- ・ 認定（申請から1か月ほど） ※内容によっては修正等対応

R6.02

- ・ 計画スタート